

違法伐採対策・合法木材普及推進委員会運営要領（案）

1 目的

合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下合法木材という）の普及拡大と合法木材の円滑な供給を進めるため、業界団体による自主的取組のあり方等について、業界関係者、学識経験者など関係者による情報交換・意見交換等を行い、合法性等の証明された木材の普及促進事業の円滑な推進をはかることを目的とする。

2 構成員

木材関係業界団体、学識経験者、環境NGO等から構成され（社）全国木材組合連合会会長が委嘱する。

3 協議事項

- (1) 合法木材の普及・啓発に関すること
- (2) 合法木材の円滑な供給に関すること
- (3) その他必要な事項

4 座長

- (1) 委員会に会を代表する座長をおく
- (2) 座長は委員会委員の互選により決定する

5 部会

- (1) 委員会に以下の部会をおく

合法木材表示実証部会

木材のトレーサビリティ制度（合法性、伐採地等の表示）に係る実証を行うに当たり、ラベリングに必要な措置などの検討やラベリング実証調査の企画の検討等を行う

- (2) 部会のメンバーは該当分野の学識経験者等から全木連会長が委嘱する

6 事務局

事務局は全国木材組合連合会におく

7 情報の公開

協議内容は合法木材ナビホームページにより公開する